

労働安全衛生法改正の概要

(平成31年4月1日施行)

○安衛法 ○安衛則

面接指導等

- 「研究開発業務に従事する労働者」及び「高度プロフェッショナル制度の対象労働者」が、長時間労働(1月当たり100時間超)を行った場合、申出なしで医師による面接指導の実施を事業者[○]に義務付け(安衛法第66条の8の2等)
- 「一般労働者」に対する面接指導の対象を、現行の「1月当たり100時間超」から「1月当たり80時間超」へ見直し(安衛則52条の2第1項)
- 客観的な方法その他適切な方法により労働時間の状況を把握することを事業者[○]に義務付け(安衛法第66条の8の3)
- 長時間労働者(1月当たり80時間超)に対し、労働時間の状況に関する情報を通知することを事業者[○]に義務付け(則第52条の2条)

罰則付き
(安衛法第120条)

管理監督者を含む

産業医の独立性・中立性の強化

- 産業医は、必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならないものとする。(安衛法第13条第3項)
- 産業医に知識及び能力の維持向上の努力義務(安衛則第14条第7項)
- 産業医の解任等について衛生委員会への報告を事業者[○]に義務付け(安衛則第13条第4項)

産業医の権限の明確化

- 事業者が与えなければならない産業医の具体的な権限(安衛則第①事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
②労働者から情報収集すること。
③緊急時に、労働者に対して必要な措置を指示すること。
④衛生委員会に対して調査審議を求めること。
(安衛則第14条の4第1項及び第2項)

産業医に対する情報提供等

- 産業医への情報提供を事業者[○]に義務付け(安衛法第13条4項等)
 - ①健康診断、面接指導(長時間労働及びストレスチェック)を実施後の就業上の措置の内容等
 - ②長時間労働者(80時間超の時間外・休日労働)の氏名、超過時間等
 - ③労働者の業務に関する情報(産業医等が健康管理等を行うために必要と認めるもの)

産業医の勧告の実効性の確保

- 産業医が勧告をしようとするときは、あらかじめ事業者の意見を求めるものとする。(安衛則第14条の3第1項)
- 産業医の勧告について、衛生委員会への報告を事業者[○]に義務付け(安衛則第14条の3第3項及び第4項)
- 衛生委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容等の記録・保存を事業者[○]に義務付け(安衛則第14条の3第2項)

健康情報の取扱いの明確化・適正化(安衛法・じん肺法)

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針

- 事業者は、労働者の健康情報を取り扱うに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で取り扱う(本人の同意がある場合等を除く。)
- 労働者の健康情報を適正に管理するために必要な措置を事業者[○]に義務付け
- 厚生労働大臣は、事業者による健康情報の取扱いの適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表する(必要に応じて指導等ができる。)(じん肺法第35条の3第1項等、安衛法第104条第1項等)

産業医等に直接健康相談ができる環境整備

- 産業医等が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等を、事業者の努力義務として規定(安衛法第13条の3)
- 産業医の業務に関する事項等を、労働者に周知することを事業者[○]に義務付け(安衛法第101条第2項及び第3項、安衛則第98条の2第1項、2項)
- 周知を義務付ける事項は ①産業医の業務の具体的な内容 ②産業医に対する健康相談の申出方法 ③健康情報の取扱方法